

男女共同参画学協会連絡会規約

制定 平成 15 年 3 月 7 日

改定 平成 16 年 9 月 17 日

改定 平成 17 年 9 月 15 日

改定 平成 21 年 3 月 25 日

改定 平成 25 年 6 月 26 日

改定 平成 26 年 8 月 4 日

1. 位置づけ・名称

本会は非営利の任意団体で、「男女共同参画学協会連絡会」(以下「本連絡会」)と称する。

2. 目的

学協会間での連携協力を行いながら科学・技術の分野において、女性と男性が共に個性と能力を発揮できる環境づくりとネットワーク作りを行い、社会に貢献することを目的とする。

3. 事業

3.1 本連絡会は、上記目的を達成するために次の事項に関する協議・事業を行う。

- (1)男女共同参画事業の企画、運営に関する事項
- (2)広報、調査研究、研究発表、情報収集等の活動に関する事項
- (3)国内外の学会等との連携事業に関する事項
- (4)その他、目的を達成するために必要な事項

3.2 本連絡会の事業年度は、毎年 11 月 1 日に始まり、翌年 10 月 31 日に終わる。

4. 会員・組織・責務

4.1 本連絡会の会員は、上記 2.の目的に賛同する日本国内の科学・技術系学会、協会とする。会員は運営委員会において採決権を有する正式加盟学協会と採決権を有しないオブザーバー学協会とする。会員の資格は、別途定める。

4.2 本連絡会への入会は、文書で申し出て、本連絡会の承認を得る。また、退会は文書で申し出る。

4.3 本連絡会に委員長1名と副委員長、監事を置く。委員長、監事は正式加盟学協会の互選により選任する。副委員長は委員長が指名する。

4.4 委員長、監事と副委員長の任期は 10 月から1年間とする。ただし、再任を妨げない。

4.5 委員長は、本連絡会を代表し、事業のとりまとめを行う。副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故・不在等の場合にその任務を代理する。

4.6 監事は運営委員会で決算書の監査報告を行う。

5. 運営委員会

- 5.1 本連絡会に、事業全般についての意思決定を行う運営委員会を置く。
- 5.2 運営委員会は、委員長が招集し、正式加盟学協会の3分の2の出席(委任状を含む)を以って成立する。
- 5.3 委員長は運営委員会の議長をつとめる。
- 5.4 運営委員会にはオブザーバー学協会の参加も認める。

6. 採決

承認事項並びに議長の判断により、採決の必要のある場合には、運営委員会において、出席正式加盟学協会を各一票とし、その過半数の投票で可決する。可否同数の場合は、議長が決定する。

7. 分担金

会員は、本連絡会の運営にかかる経費を分担負担する。分担方法は別途定める。

8. 幹事学協会

委員長、副委員長の所属団体を幹事学協会とし、事務局業務を行う。幹事学協会は事業計画に基づく予算書を作成し、運営委員会の承認を得る。

9. 規約の発効、変更

規約の変更は運営委員会にて採決を以って行う。

10. 細則

この規約の施行に必要な細則は、運営委員会が別途定める。

本規約は、平成 26 年 8 月 4 日から適用する。

以上

男女共同参画学協会連絡会規約 細則

改定 平成 30 年 8 月 24 日

【項目 4.1 の定めによる会員の資格】

1. 学術研究の向上発達を図ることを目的とする団体であること
2. 名称、目的、事務所、構成員の資格及び代表者について定めがあること
3. 科学者、技術者により構成されている団体であること
4. 構成員の資格を、特定の地域や、大学、研究機関に限っていないこと
5. 構成員が 100 人を下回らないこと
6. 学術研究の向上発達を図るための活動が引き続き3年を越えて行われていること
7. 構成員による学術研究の発表または、討論のための集会を年1回以上開催していること
8. 学術研究論文発表のための刊行物を年1回以上刊行していること

【項目7. の分担方法】

1. 分担金の基本的考え方

本連絡会の活動にかかる経費を事業年度ごとに会員で分担負担する。

2. 分担方法

(1) 当該事業年度予算額を会員学協会の規模に応じた比率で分担する。

(2) 分担は以下の比率とする

会員数 1 万人を越える正式加盟学協会:4、

会員数 5 千人を越える正式加盟学協会:2、

会員数 1 千人を越える正式加盟学協会:1.5、

会員数 1 千人以下の正式加盟学協会およびオブザーバー学協会:各 1

(3) 各学協会の分担額は、以下の額を超えないものとする

会員数 1 万人を越える正式加盟学協会:4 万円、

会員数 5 千人を越える正式加盟学協会:2 万円、

会員数 1 千人を越える正式加盟学協会:1 万 5 千円、

会員数 1 千人以下の正式加盟学協会およびオブザーバー学協会:1 万円

3. 分担金の算出および支払い時期

(1) 分担金は、運営委員会で承認された予算書に基づいて算出し、運営委員会に諮った後、会員学協会に請求する。

(2) 幹事学協会は決算書を作成し、監事の監査を受け、監査報告書とともに運営委員会に諮る。

附則

1. 本規約細則は、平成 26 年 8 月 4 日(第 12 期第 4 回運営委員会)から適用する。

2. 本規約細則は、平成 30 年 11 月 1 日から適用する。

以上